

議案第 24 号

社会教育委員委嘱の件

社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 15 条及び第 18 条の規定により、次のとおり社会教育委員を委嘱する。

令和 8 年 4 月 20 日提出

美唄市教育委員会  
教育長 石塚 信彦

（委嘱する者） 【任期 令和 8 年 4 月 21 日～令和 9 年 12 月 31 日】

氏名	住所	所属団体	備考
神内 貴満	美唄東中学校	学校関係	新任

（解嘱する者）

氏名	住所	所属団体	備考
横井 隆志	美唄東小学校	学校関係	

議案第 24 号参考資料

【関係条文抜粋】

社会教育法

第四章

(社会教育委員の設置)

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

(社会教育委員の委嘱の基準等)

第十八条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

美唄市社会教育委員条例(昭和 24 年条例第 38 号)

第 1 条 この条例は、社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 15 条及び第 18 条の規定に基づき、社会教育委員の設置、委嘱の基準、定数、任期その他必要な事項を定めるものとする。

第 2 条 社会教育委員(以下「委員」という。)は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する。

第 3 条 委員の定数は 10 人とする。

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、欠員を生じた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。